

株 主 各 位

大阪市北区西天満二丁目4番4号  
**積水化成品工業株式会社**  
代表取締役社長 柏原正人

## 第72回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月に発生しました熊本地震で被災されました皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、本日開催の当社第72回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
1. 第72期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容および監査結果をご報告いたしました。

### 決 議 事 項

#### 第1号議案

#### 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき5円の普通配当に最高益更新の記念配当2円を加え、1株につき7円と決定いたしました。

#### 第2号議案

#### 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、当社普通株式2株につき1株の割合で併合することなどを決定いたしました。

なお、平成28年5月19日開催の取締役会で決議いたしました単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および本株式併合などの効力発生日は、平成28年10月1日です。

#### 第3号議案

#### 取締役8名選任の件

本件は、柏原正人、佐野芳秀、辻村博志、池垣徹哉、網本勝彌、馬場宏之の各氏が再選され、それぞれ重任し、新たに廣田徹治、辻脇伸幸の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、網本勝彌、馬場宏之の両氏は、社外取締役です。



## 【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

**Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。**

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、2株を1株に併合いたします。

**Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。  
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

**Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。**

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うことといたしました。

**Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。**

A 4. 株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。  
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

**Q 5. 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。**

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金額を設定させていただく予定ですので、業績の変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 6. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。**

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。  
株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合は、全ての端数株式を当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株だけの場合、株式併合により、全てのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

**Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8. 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。**

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9. 具体的なスケジュールを教えてください。**

A 9. 次のとおり予定しております。

平成28年9月27日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成28年9月28日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。  
（株価に株式併合の効果が反映されます。）

平成28年10月1日 単元株式数、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日

平成28年12月頃 端数株式の売却代金のお支払い

**Q 10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A 10. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
電話：0120-094-777（通話料無料）  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上